

報 告 書

西 宮 市 長 殿

年 月 日

届出者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

環境省関係浄化槽法施行規則第八条の二の規定により次のとおり報告します。

浄化槽の規模	人槽 m ³ /日		
設置場所	西宮市		
設置の届出の年月日	年 月 日		
使用開始の 場の 合	使用開始年月日	年 月 日	
	技術管理者の氏名 (住所)		
	法第7条に規定する検査の 受験予定年月日	年 月 日	
	浄化槽工事業者 の氏名又は名称 (登録・届出番号)		
	浄化槽保守点検業者 の氏名又は名称 (登録番号)		
	浄化槽清掃業者 の氏名又は名称 (許可番号)		
変更 の 場 合	変更年月日	年 月 日	
	区 分	変 更 前	変 更 後
	浄化槽管理 者の氏名 (住所)	(住所)	(住所)
	技術管理 者の氏名 (住所)	(住所)	(住所)

(注意) 「設置の届出の年月日」の欄は、建築確認等を伴ったものにあつては、建築確認年月日及び番号を記入してください。

環境省関係浄化槽法施行規則

(報告の記載事項)

第八条の二 法第十条の二第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 浄化槽の規模
- 三 設置場所
- 四 設置の届出の年月日
- 五 使用開始年月日
- 六 法第十条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽にあつては、技術管理者の氏名

2 法第十条の二第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設置場所
- 三 変更後の技術管理者の氏名
- 四 変更年月日

3 法第十条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設置場所
- 三 変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称
- 四 変更年月日

浄化槽法

(浄化槽管理者の義務)

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になつた者は、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。